

⑥ 除却事業

対象事業

○ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物の除却

※ 個別施設計画への位置付けは不要

留意事項

事業期間：平成29年度～平成33年度

- ・ 公営企業に係るものを除く。
- ・ 解体撤去に要する経費のほか、原状回復に要する経費が含まれる。

【事業イメージ】

○ 除却例1



除却



○ 除却例2



除却



充当率・元利償還金に対する交付税措置



＜参考＞地方財政法（昭和23年法律第109号）※平成26年度改正（平成26年法律第5号）により導入

（公共施設等の除却に係る地方債の特例）

第33条の5の8 地方公共団体は、当分の間、公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物（公営企業に係るものを除く。以下この条において「公共施設等」という。）の除却であつて、総務省令で定める事項を定めた当該地方公共団体における公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する計画に基づいて行われるものに要する経費の財源に充てるため、第五条の規定にかかわらず、地方債を起こすことができる。

公共施設等適正管理推進事業債における交付税措置率

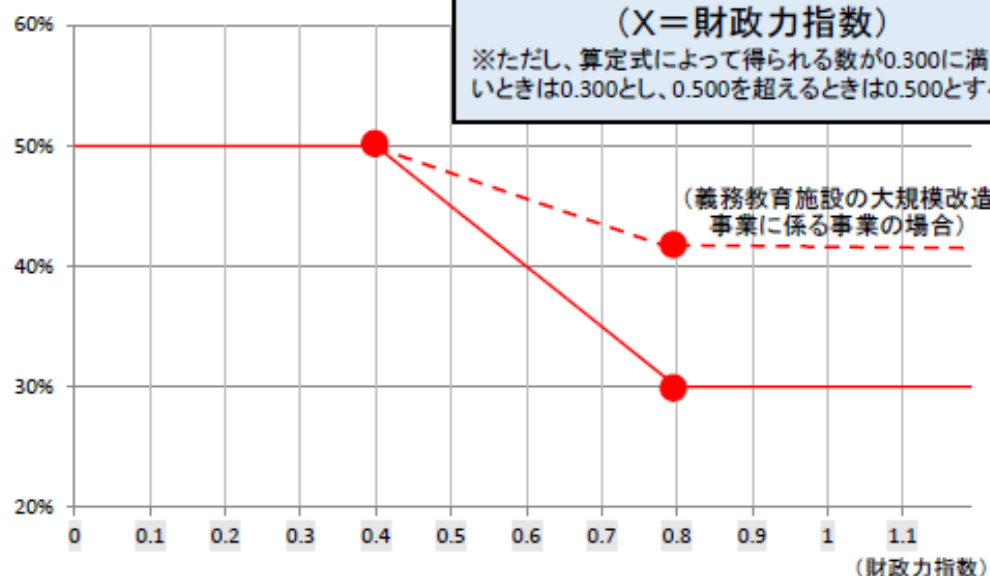
- 公共施設等適正管理推進事業債（充当率90％）のうち、
長寿命化事業・転用事業・立地適正化事業・ユニバーサルデザイン化事業に係る
元利償還金の普通交付税の措置率について、平成30年度同意等分より、
現在の一律30％から拡充し、財政力に応じて30～50％とする。

財政力指数と交付税措置率

財政力指数	交付税措置率
0.8以上	30%
0.4以上 0.8未満	財政力に応じて 30～50%（※）
0.4未満	50%

（都道府県、市区町村共通）

（交付税措置率）



※ 長寿命化事業及びユニバーサルデザイン化事業のうち、義務教育施設の大規模改造事業に係る事業については、地方負担額に対する交付税措置率が、学校教育施設等整備事業債における義務教育施設の大規模改造事業（地方単独事業）に係る当該値を下回らないよう設定。